

岐阜県JAビジネスサポート株式会社
女性活躍推進法・次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 4月 1日～ 2031年 3月 31日までの5年間

2. 内容

目標1：（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備）
計画期間内に、男性の育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

- 2026年4月：現在までの男性の育児休業取得実績を社内で共有する。
- 2026年4月～2027年3月：
男性の育児休業取得に関する社内研修により制度理解を進め、取得しやすい環境を作る。
各職場における休業者の業務カバー体制の検討・実施する。
- 2026年4月～2031年3月：
育児休業取得可能な従業員への制度説明と意思確認をする。

目標2：（働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備）
一般職で、月の時間外および休日労働時間の合計が45時間を超える労働者をゼロとする。月平均残業時間を2025年度と比べて10%削減する。

<対策>

- 2026年4月：2025年度の時間外労働時間に関するデータを部署ごとに共有する。
- 2026年4月～2031年3月：
毎月、2025年度の時間外労働時間との対比表を作成し、各職場に通知する。時間外労働時間が45時間を超える労働者のいる職場は、改善策と翌月以降の時間外労働時間予測を提出させる。

目標3：（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）
女性管理職（課長級・所長級以上）を1名以上とする。

<対策>

- 2026年 8月：女性のキャリア形成に関する研修を女性従業員向けに実施する。
- 2026年 9月：女性従業員の個人別キャリア形成イメージ調査を行う。
- 2026年10月：調査結果に基づいて将来管理職候補の女性への面談を行う。
- 2026年4月～2031年3月：将来管理職候補の女性への面談とキャリアアップを行う。